

## 岐阜労働局の主な取り組み

平成 24 年 10 月 23 日公表  
(平成 24 年 12 月 6 日現在)  
厚生労働省 岐阜労働局  
労働基準監督署・ハローワーク

岐阜労働局では、ソニーイーエムシーエス(株)美濃加茂サイト（関連企業を含む）及び労働者（離職者を含む）等に対して、ハローワークによる職業相談・再就職支援等を行うとともに、労働基準監督署及び労働局による労働基準関係法令や労働契約法の遵守啓発を行い個別労働紛争の防止に努めます。

### 1 特別相談窓口を設置【ハローワーク】

ハローワーク美濃加茂に特別相談窓口を設置（10月23日）して、労働者等からの相談に応じます。《電話 0574-25-2178 平日 8:30～17:15》

#### →《特別相談窓口の追加設置（H24.12.6追加）》

キャリアアップハローワーク可児（ハローワーク多治見所管）を追加して以下の2か所に特別相談窓口を設置し、相談希望者の利用窓口を広く周知して対応します。

- ・ ハローワーク美濃加茂（電話 0574-25-2178）  
利用時間 平日 8:30～17:15
- ・ キャリアアップハローワーク可児（電話 0574-60-5585）  
利用時間 平日 9:00～19:00（月・木曜日）  
平日 9:00～17:15（火・水・金曜日）  
土曜 10:00～17:00（第2・4土曜日のみ）

### 2 企業の雇用維持・再就職支援を支援【労働局・ハローワーク】

企業が行う労働者の雇用維持や再就職支援に対する助成制度の活用支援や、移籍等を支援する(財)産業雇用安定センター岐阜事務所との連携支援を行います。

#### →《助成金電話相談窓口の設置（H24.12.6追加）》

労働局職業安定部助成金センターに、助成金電話相談窓口を設置して、ソニーイーエムシーエス(株)美濃加茂サイト閉鎖に関連して雇用調整が必要となる事業主の雇用維持に対する助成制度の活用相談を強化します。

- ・ 助成金センター「ソニー等相談窓口」  
電話 058-263-5650 利用時間 平日 8:30～17:15

### 3 ハローワーク支援等の説明会を実施【ハローワーク】

企業の状況に応じて、ハローワークの支援メニュー・求人情報・雇用保険制度に係る説明会を出張して実施します《離職前の支援》。

#### →《支援内容及び時期について調整（H24. 12. 6 追加）》

ソニーイーエムシーエス㈱美濃加茂サイト及び関連企業に対し、労働者への情報提供等について、具体的メニューを示して支援内容（説明会・情報提供）及び時期の調整を行います。

また、説明会等については、岐阜県や関係自治体とも連携し、企業が把握した要望に添ったメニュー（就職相談・生活相談）を調整するとともに、言語別（日本語・ポルトガル語・タガログ語）に行います。

### 4 相談者の希望や状況に応じた支援【ハローワーク】

在職中、外国語相談（ポルトガル語・タガログ語・英語）、県外就職希望、職業訓練希望など状況に応じた相談を行い、求人情報の提供や求人開拓を行います《離職前・離職後の支援》。

#### →《関係ハローワークの通訳対応時間を延長（H24. 12. 6 追加）》

ハローワーク美濃加茂及び多治見、キャリアアップハローワーク可児における通訳対応時間を、2カ国語で平日10時～17時（一部9時～16時）に拡充します。

- ・ ハローワーク美濃加茂
  - ポルトガル語 週30H → 週60H（2名【増員1名】）
  - タガログ語 週20H → 週30H（1名）
- ・ ハローワーク多治見
  - ポルトガル語 週50H → 週60H（2名）
  - タガログ語 週25H → 週30H（1名）
- ・ キャリアアップハローワーク可児
  - ポルトガル語 週60H → 週60H（2名）
  - タガログ語 週 0H → 週30H（1名【増員1名】）

### 5 雇用保険・求職者支援制度の活用【ハローワーク】

雇用保険（失業等給付）、職業訓練受講給付金などの支給により、生活の安定と早期再就職を支援します《離職後の支援》。

#### →《雇用保険の受給手続きを集合受付（H24. 12. 6 追加）》

雇用保険受給に関する以下の手続きを、関係事業主と調整して必要に応じ、出張による集団説明や集合受付にて実施します。

- ・ 雇用保険受給手続きの流れの説明及び求職登録【離職前～】
- ・ 雇用保険受給資格決定の集合受付【離職後】

→ 《外国人も受講可能な訓練等の設定（H24.12.6追加）》

（財）日本国際協力センター（JICE）による日系人就労準備研修（厚生労働省委託事業）の増設を厚生労働本省へ要請します。

公共職業訓練や求職者支援訓練の設定について、ニーズの把握を行い実施機関に検討依頼を行います。

## 6 労働基準関係法令の遵守徹底【労働局・労働基準監督署】

- ① 労働基準法第20条により、労働者を解雇する場合には、30日前に解雇予告するか、30日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。
- ② 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（厚生労働省告示）の遵守徹底のための指導を行います。

## 7 労働契約法の周知・啓発指導【労働局・労働基準監督署】

- ① 派遣先企業との派遣契約が、中途解除されたとしても派遣元企業は、「やむを得ない事由」がある場合でなければ解雇できません（同法第17条）。
- ② 整理解雇の場合においても客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として無効となります（同法第16条）。

→ 《総合労働相談コーナーの拡充（H24.12.6追加）》

解雇、契約の中途解除、労働条件引き下げなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談に対し、専門相談員による適切な情報の提供・アドバイスを行っています。

以下の総合労働相談コーナーでは、専門相談員の相談日を拡充して対応します。

- ・ 多治見総合労働相談コーナー（多治見労働基準監督署内）  
電話 0572-22-6381 利用時間 平日 8:30～16:30
- ・ 関総合労働相談コーナー（関労働基準監督署内）  
電話 0575-22-3251 利用時間 平日 8:30～16:30

※ 総合労働相談コーナーは、岐阜労働局企画室（電話 058-245-8124）及び各労働基準監督署に設置しています。